

○公立大学法人福岡県立大学情報セキュリティ委員会規則

法人規則第107号
平成22年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡県立大学情報保全規則第10条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の構成は下記のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ責任者
 - (2) 情報セキュリティ管理者（2名）
 - (3) 情報セキュリティ技術管理者
 - (4) その他理事長が必要と認める者
- 2 委員長には情報セキュリティ責任者を充て、副委員長には情報セキュリティ管理者である福岡県立大学情報処理センター長を充てる。

(招集と議決)

第3条 委員長が委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第4条 委員会に関する事務は、総務班において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の発議により理事長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年3月16日から施行する。